

第三期特定健康診査等実施計画

商船三井健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 02 月 17 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	被保険者の特定健診受診率が低い。	➔ 各事業主・担当者と連携し、確実に結果データを収集する。未受診者リストを各事業所に提供し、受診状況を確認する。
No.2	被扶養者の特定健診受診率が低い。 婦人科系がんの発症率が他のがんに比べて高い。	➔ 被扶養配偶者の特定健診受診率が低い。事業所とも連携して受診勧奨を行っていく。特定健診に加え、婦人科系悪性新生物の発病年齢やその数から、婦人科健診を、早めに定期的に受診すべきであることを、事業主を通じ、また共同健診委託先やホームページ等を通して働きかける。
No.3	特定保健指導実施率は、30%前後。過去の保健指導で効果が見られなかった対象者は、2年後の実施としている。	➔ 過去に保健指導を受けて、効果が出ず、再度対象者になった場合の効果的な働きかけを事業所及び産業医と課題共有する。加入者全体の意識を高める啓蒙をし、マンネリ化しない指導方法を検討する。
No.4	生活習慣病受療率は、40歳以降、年々増加する。 特定健診結果から生活習慣病リスクがあることが明らかになっても、医療機関未受診者がいる。	➔ 生活習慣病対策の重要性を事業所、加入者に情報提供し、改善につなげる。事業所の産業医と連携し、高リスク者への受診勧奨通知を行い、重症化予防につなげる。
No.5	後発医薬品の使用割合（数量ベース）は、60%台。	➔ ジェネリック医薬品差額通知を継続し、ジェネリック医薬品使用促進カードを配布し、積極利用を働きかける

基本的な考え方（任意）
<p>特定健康診査等の基本的考え方： 2005年に日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも、血糖、血圧をコントロールすることにより、重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができないため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。</p> <p>特定保健指導の基本的考え方： 生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健康診査（被扶養者・任意継続被保険者）	対応する健康課題番号 No.2, No.4																																									
<p>事業の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">方法</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体制</td> <td>特定健診と婦人科検診を主とした健保組合共同健診</td> </tr> </table>	対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者	方法	-	体制	特定健診と婦人科検診を主とした健保組合共同健診	<p>事業目標</p> <p>生活習慣病予防に向けての、特定健診実施率向上と婦人科系がんの早期発見と予防。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価指標</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受診率</td> <td>53%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> <td>65%</td> <td>70%</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td>H30年度</td> <td>R1年度</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> <td>R5年度</td> </tr> <tr> <td>受診勧奨実施</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	アウトカム指標							受診率	53%	55%	60%	65%	70%	78%	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	受診勧奨実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者																																									
方法	-																																									
体制	特定健診と婦人科検診を主とした健保組合共同健診																																									
評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																				
	アウトカム指標																																									
受診率	53%	55%	60%	65%	70%	78%																																				
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																				
受診勧奨実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%																																				
<p>実施計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。</td> <td>被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。</td> <td>被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。</td> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> <tr> <td>被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。</td> <td>被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。</td> <td>被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。</td> </tr> </tbody> </table>		H30年度	R1年度	R2年度	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	R3年度	R4年度	R5年度	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。																													
H30年度	R1年度	R2年度																																								
被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。																																								
R3年度	R4年度	R5年度																																								
被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。	被扶養者の特定健診受診率向上のために受診勧奨を実施し、当該共同健診の認知度を上げる。																																								

2 事業名 特定健康診査（人間ドック）

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

人間ドック受診により、健康状態の確認と疾病の早期発見、重症化予防につなげると共に、特定健診受診率を向上させる。

アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標 特定健診受診率の促進（前年度比 3%増を目指す。）	3%	3%	3%	3%	3%	3%
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診促進宣伝	2回	2回	2回	2回	2回	2回

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
40歳以上の人間ドック費用の一部補助により、疾病の早期発見、重症化予防をはじめとし、特定健診受診率を向上させる。	40歳以上の人間ドック費用の一部補助により、疾病の早期発見、重症化予防をはじめとし、特定健診受診率を向上させる。	40歳以上の人間ドック費用の一部補助により、疾病の早期発見、重症化予防をはじめとし、特定健診受診率を向上させる。
R3年度	R4年度	R5年度
40歳以上の人間ドック費用の一部補助により、疾病の早期発見、重症化予防をはじめとし、特定健診受診率を向上させる。	40歳以上の人間ドック費用の一部補助により、疾病の早期発見、重症化予防をはじめとし、特定健診受診率を向上させる。	40歳以上の人間ドック費用の一部補助により、疾病の早期発見、重症化予防をはじめとし、特定健診受診率を向上させる。

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～65、対象者分類：基準該当者
方法	-
体制	-

事業目標

生活習慣病予防に向け、特定保健指導実施率向上を目指す。

アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標 実施率	35%	40%	45%	50%	53%	55%
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業所との連携	3回	3回	3回	3回	3回	3回

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
年に3回、事業所と連携して対象者に通知の上、実施。委託会社とも連携の上、途中脱落者を減らす工夫をする。	年に3回、事業所と連携して対象者に通知の上、実施。委託会社とも連携の上、途中脱落者を減らす工夫をする。	年に3回、事業所と連携して対象者に通知の上、実施。委託会社とも連携の上、途中脱落者を減らす工夫をする。
R3年度	R4年度	R5年度
年に3回、事業所と連携して対象者に通知の上、実施。委託会社とも連携の上、途中脱落者を減らす工夫をする。	年に3回、事業所と連携して対象者に通知の上、実施。委託会社とも連携の上、途中脱落者を減らす工夫をする。	年に3回、事業所と連携して対象者に通知の上、実施。委託会社とも連携の上、途中脱落者を減らす工夫をする。

4 事業名 定期健康診断への補助

対応する健康課題番号 No.1, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：20～74、対象者分類：被保険者
方法	データ入手、反映を100%行うべく、事業所毎の実施率をモニタリング、確認する。
体制	-

事業目標

事業所と連携し、定期健康診断又は人間ドックにて年に1度必ず特定健診を受診するよう、被保険者に働きかけ、結果を漏れなく入手、データ反映する。

アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標 特定健診のデータを確実に反映する。	100%	100%	100%	100%	100%	100%
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業所・産業医と連携し、受診促進	2回	2回	2回	2回	2回	2回

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
事業所と連携して当該健診による特定健診受診率を向上させることにより、被保険者の健康維持・増進につなげる。	事業所と連携して当該健診による特定健診受診率を向上させることにより、被保険者の健康維持・増進につなげる。	事業所と連携して当該健診による特定健診受診率を向上させることにより、被保険者の健康維持・増進につなげる。
R3年度	R4年度	R5年度
事業所と連携して当該健診による特定健診受診率を向上させることにより、被保険者の健康維持・増進につなげる。	事業所と連携して当該健診による特定健診受診率を向上させることにより、被保険者の健康維持・増進につなげる。	事業所と連携して当該健診による特定健診受診率を向上させることにより、被保険者の健康維持・増進につなげる。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,470 / 3,405 = 72.5 %	2,569 / 3,405 = 75.4 %	2,669 / 3,405 = 78.4 %	2,793 / 3,405 = 82.0 %	2,894 / 3,405 = 85.0 %	3,073 / 3,405 = 90.2 %
		被保険者	1,927 / 2,320 = 83.1 %	1,972 / 2,320 = 85.0 %	2,018 / 2,320 = 87.0 %	2,088 / 2,320 = 90.0 %	2,134 / 2,320 = 92.0 %	2,227 / 2,320 = 96.0 %
		被扶養者 ※3	543 / 1,085 = 50.0 %	597 / 1,085 = 55.0 %	651 / 1,085 = 60.0 %	705 / 1,085 = 65.0 %	760 / 1,085 = 70.0 %	846 / 1,085 = 78.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	155 / 440 = 35.2 %	176 / 440 = 40.0 %	199 / 440 = 45.2 %	220 / 440 = 50.0 %	234 / 440 = 53.2 %	242 / 440 = 55.0 %
		動機付け支援	67 / 190 = 35.3 %	76 / 190 = 40.0 %	86 / 190 = 45.3 %	95 / 190 = 50.0 %	101 / 190 = 53.2 %	105 / 190 = 55.3 %
		積極的支援	88 / 250 = 35.2 %	100 / 250 = 40.0 %	113 / 250 = 45.2 %	125 / 250 = 50.0 %	133 / 250 = 53.2 %	138 / 250 = 55.2 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-

特定健康診査等の実施方法（任意）
-

個人情報の保護
当健康保険組合は、「商船三井健康保険組合 個人情報保護管理規程」を遵守する。
当健康保険組合及び委託された特定健診・特定保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏洩してはならない。
当健康保険組合のデータ保護管理者は、個人情報取扱責任者（常務理事）とする。 また、データの利用者は、当健康保険組合職員に限る。
外部委託する際は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本実施計画は、当健康保険組合のホームページに掲載して公表・周知する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
本実施計画については、毎年見直しを検討する。
当健康保険組合の担当職員や事業所の窓口担当者が特定健診・特定保健指導の知識を習得するように、研修等に随時参加させる。